

舟またはいかだの通航を制限する水域及び通航制限について

水系名	河川名	水域番号	水域	舟又はいかだの別	航路	通航時間	速度	関係事務所
淀川	淀川	1	淀川大堰の上下流の区域 左岸 大阪市都島区毛馬町四丁目五十六番の二地先の標柱一号 から 右岸 同市東淀川区柴島二丁目三百八十五番の二地先の標柱二号 左岸 大阪市大淀区天神橋筋九丁目九番の四地先の標柱四号 まで 右岸 同市東淀川区柴島一丁目一番の一地先の標柱三号	舟 いかだ	現地に建植する航路標柱イ・ロ・ハ・ニ・ホ及び標柱二号・一号を順次結んだ線と航路標柱イと標柱一号を結んだ線で囲まれた水域並びに、現地に建植する航路標柱へ・ト及び標柱四号・三号を順次結んだ線と航路標柱へと標柱三号を結んだ線で囲まれた水域	日出から日没まで	二ノット以下	淀川河川事務所
淀川	淀川	2	天ヶ瀬ダムの貯水池の区域 左岸 大津市田上関津町銘釣三百四十一番の三の標柱一号 から 右岸 同市石山南郷町字中道千二百二十番の三の標柱二号 左岸 宇治市宇治金井戸十四番の五の標柱四号 まで 右岸 同市槇島町槇尾山一番の六の標柱三号 ただし、大津市大石曾東町字下出八百十五番の二の標柱五号と同市同町字宮原百二十七番の三の標柱六号を見通す線で囲まれた左岸側の水域を除く。	船 いかだ	一、現地に建植する標柱一・二号の見通し線から下流標柱十九・二十号を見通す線までの淀川の水域。	日出から日没まで	十ノット以下	淀川ダム統合管理事務所
	田原川		左岸 京都府綴喜郡宇治田原町大字郷之口小字未山一番の五地先の標柱一号 から 右岸 同町大字高尾小字浦山二十二番の二地先の標柱二号 淀川の合流点まで	船（旅客定期・不定期事業の許可を受けたものに限る。）	二、現地に建植する標柱十九・二十号の見通し線から下流標柱十三・十四号を見通す線までの淀川の水域、この間に流入する田原川大石川の水域及び信楽川の水域。但し標柱十七・十八号から流心側へ五メートルの水域を除く。	日出から日没まで	十ノット以下	
	大石川		左岸 大津市大石竜門町字小林五百二十八番地先の標柱一号 から 右岸 同市同町字久保五百二十七番地先の標柱二号 淀川の合流点まで		三、現地に建植する標柱十三・十四・十五・十六号を見通す線で囲まれた水域	日出から日没まで	二ノット以下	
	信楽川		左岸 大津市大石東町字具谷六百四十五番の標柱一号 から 右岸 同市同町字梅原四百六十五番の一地先の標柱二号 淀川の合流点まで					
淀川	淀川	3	瀬田川洗堰の上下流の区域 左岸 大津市田上黒津町字江口四百四十六番の二地先の標柱一号 から 右岸 同市石山南郷町字赤川一番の二地先の標柱二号 左岸 大津市田上太子町字大戸二百七十七番の四地先の標柱四号 まで 右岸 同市石山南郷町字田中二百二十四番の三地先の標柱三号	舟	現地に建植する標柱の見通し線で囲まれた水域	日出から日没まで	二ノット以下	琵琶湖河川事務所
淀川	旧淀川	4	淀川からの分派点から 毛馬排水機場直下流の区域 左岸 大阪市都島区毛馬町一丁目二百番の一地先の標柱一号 まで 右岸 同市大淀区長柄東三丁目一番の九地先の標柱二号	舟 いかだ	現地に建植する航路標柱イ・ロ・ハ・ニ・ホ及び標柱二号・一号を順次結んだ線と航路標柱イと標柱一号を結んだ線で囲まれた水域	日出から日没まで	二ノット以下	淀川河川事務所
淀川	名張川	5	高山ダム貯水池のダムサイト直上流の区域 左岸 京都府相楽郡南山城村大字高尾字カナイ一番の一の標柱一号 から 右岸 同村大字田山字ツルギ三十六番の一の標柱二号 左岸 京都府相楽郡南山城村大字高尾字奥山十番の二十四の標柱四号 まで 右岸 同村大字田山字ツルギ三十八番の五の標柱三号	舟	現地に建植する標柱の見通し線で囲まれた水域	日出から日没まで	二ノット以下	木津川上流河川事務所

舟またはいかだの通航を制限する水域及び通航制限について

水系名	河川名	水域番号	水域	舟又はいかだの別	航路	通航時間	速度	関係事務所
淀川	青蓮寺川	6	青蓮寺ダム貯水池のダムサイト直上流の区域	左岸 名張市青蓮寺字大伏千五百七十五番の三十の標柱一号	舟	現地に建植する標柱の見通し線で囲まれた水域	二ノット以下	木津川上流河川事務所
	右岸 同市中知山字下出八百九十七番の三十四の標柱二号							
	折戸川			左岸 名張市青蓮寺字ガオヤ千五百五十八番地の標柱四号				
				右岸 同市中知山字下ソ田一番の標柱三号				
				左岸 名張市中知山字柿ノ木九十五番の標柱五号				
				右岸 同市中知山字下ソ田七十五番の十の標柱六号				
				青蓮寺川への合流点まで				
淀川	寒谷川	7	喜撰山ダム貯水池のダムサイト直上流の区域	左岸 宇治市池尾多田二十番の標柱一号	舟(ダム管理者が承認したものに限る。)	現地に建植する標柱の見通し線で囲まれた水域	二ノット以下	淀川ダム統合管理事務所
				右岸 同市池尾多田十八番地の標柱二号				
				左岸 宇治市池の尾南組二十六番の標柱四号				
				右岸 同市池尾仙郷山四番の標柱三号				
新宮川	熊野川	8	猿谷ダム貯水池のダムサイト直上流の区域	左岸 奈良県吉野郡大塔村大字小代四百八十五番の四の標柱一号	舟	現地に建植する標柱の見通し線で囲まれた水域	二ノット以下	紀の川ダム統合管理事務所
				右岸 同村大字猿谷三百九十一番の二の標柱二号				
				左岸 奈良県吉野郡大塔村字辻堂一番の三の標柱四号				
				右岸 同村大字猿谷二百十番の二の標柱三号				
九頭竜川	九頭竜川	9	九頭竜ダム貯水池のダムサイト直上流の区域	左岸 福井県大野郡和泉村長野三十六字船久保四番の一の標柱一号	舟	現地に建植する標柱の見通し線で囲まれた水域	二ノット以下	九頭竜川ダム統合管理事務所
				右岸 同村長野三十四字向平瀬一番の一の標柱二号				
				左岸 福井県大野郡和泉村長野三十五字上山十七番の二の標柱四号				
				右岸 同村長野三十三字長平二番地の標柱三号				
九頭竜川	真名川	10	真名川ダム貯水池のダムサイト直上流の区域	左岸 大野市下若生子二十七字大作子山一番の五六地先の標柱一号	舟	現地に建植する航路標柱イ・ロ及び標柱二号・一号を順次結んだ線と航路標柱イと標柱一号を結んだ線で囲まれた水域	二ノット以下	九頭竜川ダム統合管理事務所
				右岸 同市同三十字大山一番の四一地先の標柱二号				
				左岸 大野市下若生子二十五字水谷一番の三二地先の標柱四号				
				右岸 同市同三十六字川倉一番の一四地先の標柱三号				
紀の川	紀の川	11	大滝ダム貯水池のダムサイト直上流の区域	左岸 奈良県吉野郡川上村大字大滝千八番二地内の標柱一号	通航禁止			紀の川ダム統合管理事務所
				右岸 同村大字北塩谷三百二十三番二地内の標柱二号				
				左岸 奈良県吉野郡川上村大字大滝九百四十番地内の標柱四号				
				右岸 同村同大字千四十四番二地内の標柱三号				
紀の川	紀の川	12	紀の川大堰の上下流の区域	左岸 和歌山県和歌山市有本字大縄場七百八十一番地先の標柱一号	通航禁止			和歌山河川国道事務所
				右岸 同市六十谷字野上九十八番二地先の標柱二号				
				左岸 和歌山県和歌山市有本字唐摩四百六十四番第一地先の標柱四号				
				右岸 同市園部字上中砂千三百十九番三地先の標柱三号				